

県たばこ税

■納める人

製造たばこの製造者、輸入業者、卸売販売業者が、小売販売業者に製造たばこを売り渡したときに課される税金で、たばこの製造者、輸入業者、卸売販売業者が納めます。

■納める額

(現行)

1,000 本につき 1,070 円

■申告と納税

毎月分をまとめて翌月末日までに申告し、納税します。

○ 県内のたばこの売り渡し本数の推移

(単位: 千本)

令和 2 年度	1,416,855
令和 3 年度	1,407,018
令和 4 年度	1,428,346
令和 5 年度	1,428,894
令和 6 年度	1,386,601
令和 7 年度	1,363,618

○ たばこ関係税の内訳

1,000本当たりの税率(令和 8 年 4 月 1 日現在)

区 分	税 額	割 合
国	6,802	44.6
県	1,070	7.0
市町村	6,552	43.0
たばこ 特別税(国)	820	5.4
合 計	15,244	100.0

(単位: 円、%)

